丸亀市 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

(骨子案)

令和5年10月

目 次

第	1 :	章 計画の策定にあたって	1
	1	計画策定の趣旨	1
	2	障がい福祉に関する国の動向	2
	3	計画の位置づけ	6
	4	計画期間	8
第	2 =	章 障がい者等を取り巻く状況	9
	1	総人口の推移総人口の推移	9
	2	障がい者等の状況	10
	3	アンケート調査結果(抜粋)	15
第	3 =	章 計画の基本的な考え方	16
	1	基本理念及び障がい福祉推進に向けた視点	16
	2	第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画の基本的な方針	17
第	4 :	章 成果目標と障がい福祉サービス等の見込み量	19
	1	成果目標の設定	19
	2	障がい福祉サービス等の見込み量	24
	3	地域生活支援事業の見込み量	24
	4	障がい児福祉サービス等の見込み量	25
	5	エラー! ブックマークが定義されてい	ません。
第	5 =	章 計画の推進体制	26
	1		

※「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては原則、ひらがな表記とします。ただし、国の法律や制度等の固有名詞については障害の漢字表記としています。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨



国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」 の批准に向けて、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律(障害者虐待防止法)」の制定、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(障害者自立支援法からの改称、障害者総合支援法)」の一部改正、平 成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部改正等、国内 の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法及び 児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

また、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事 業者による"合理的配慮"の提供が義務化され、さらに、「障害者による情報の取得及び利用 並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケ 一ション施策推進法)」では障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合 的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。

このような中、令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。計画の基 本理念には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と 個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい者が自らの能力を最大限発揮して自己実現 できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が 取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

丸亀市(以下、「本市」という)では、令和3年3月に「丸亀市第3次障がい者基本計画」、 「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推 進してきました。この度、「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」の計画期間 が令和5年度に終了することから、社会情勢、国の動向、これまでの本市の取組や障がい者 のニーズを踏まえ、令和6年度を初年度とする「丸亀市第7期障がい福祉計画」「第3期障が い児福祉計画」(以下、「本計画」という)を一体的に策定します。

2 障がい福祉に関する国の動向



(1) 法令等改正の動き

国においては、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行など、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
H21	障がい者制度改革推進本部の設置 (閣議決定)	・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障がい者の範囲の見直し(発達障がいを追加)
H23	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
	【改正】児童福祉法の施行	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
H24	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
H26	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大

年	主な制度・法律	主な内容
	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 (一部平成 30 年4月施行)	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
H28	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進 委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
	【改正】障害者総合支援法及び児 童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
H30	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法(令和2年4月施行)	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
	医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律の成立	・国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う 責務を負う
R3	障害者差別解消法の一部改正	・事業者による障がい者への合理的な配慮の提供を義務化 ・国や地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・差別を解消するための支援措置の強化等を規定
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニ ケーション施策推進法の成立	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合 的に推進
R4	こども基本法の成立	・令和5年4月の「こども家庭庁」の設置とともに施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども施策を総合的に推進
	障害者総合支援法の一部改正	・障がい者等の地域生活や就労の支援の充実 ・精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの整備

(2) 基本指針見直しの主な事項

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に 即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。国から示された第7期障がい福祉計 画等に係る基本指針見直しの主な事項は下記の通りです。

基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの 支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標 に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

基本指針見直しの主な事項

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた 取組の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

9障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

②障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- ·計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置づけ



(1) 法的根拠と他計画との関係

本計画は、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体として策定しています。 「丸亀市第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に規定された、 成果目標や障がい福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障がい福祉計画」で す。

「丸亀市第3期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条20第1項に規定された、成果目標や障がい児福祉サービス等の必要な見込み量等を定めた「市町村障がい児福祉計画」です。

また、「丸亀市総合計画」との整合性を図り、「丸亀市第3次地域福祉計画」、「第2期丸亀市こども未来計画」、「第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」等の関連計画等の内容を踏まえて策定しています。

第二次丸亀市総合計画 丸亀市第3次地域福祉計画 丸亀市第3次障がい者基本計画 丸亀市第7期障がい福祉計画 丸亀市第3期障がい児福祉計画 整合 第2期丸亀市こども未来計画、第10次高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画、その他関連計画

(2) 障がい者基本計画との関係

国は障害者基本法に基づき、障がい者施策の推進方策を定める計画として、「障害者基本計画」を策定しています。本市においても、国の示す計画を参照しながら「丸亀市第3次障がい者基本計画」(計画期間:令和3年度~令和8年度)を策定しています。

「障がい者基本計画」は、生活支援の充実のほか、9つの基本目標を定め、本市が推進すべき基本的な障がい者施策について定めたものであるのに対し、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等について、年度ごとのサービス種類別の見込み量等を定め、円滑な実施を確保するための計画となっています。

■障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係性イメージ



障がい福祉計画

障がい福祉サービスに関する成果目標

障がい福祉サービスに関する活動指標

障がい児福祉計画

障がい児通所支援等に関する成果目標

障がい児通所支援等に関する活動指標

4 計画期間



「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」は、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障がい者施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者 基本計画			第3次	大計画			穿	: 9 4 次計區	画
障がい 福祉計画 (本計画)	第6期計画		第7期計画		第8期計画		画		
障がい児 福祉計画 (本計画)	身	92期計画	画	g	93期計画	画	穿	94期計画	画

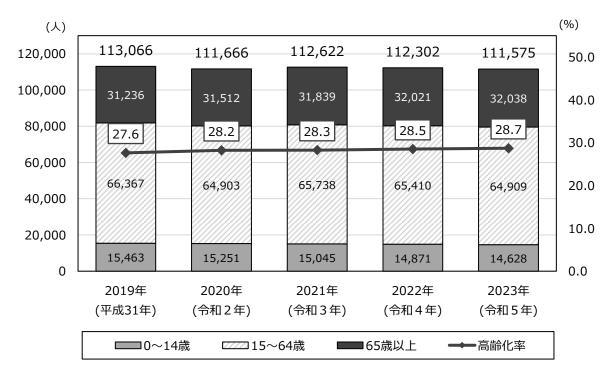
第2章 障がい者等を取り巻く状況

総人口の推移



本市の総人口は、令和3年を除き、年々減少しながら推移しており、令和5年は 111,575 人となっています。

年齢3区分別でみると、0~14歳は減少、15~64歳は令和3年を除き減少していますが、 65歳以上人口は増加で推移しており、高齢化率は上昇しています。



「年齢3区分別人口と高齢化率の推移]

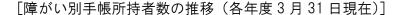
資料:住民基本台帳(各年1月1日)

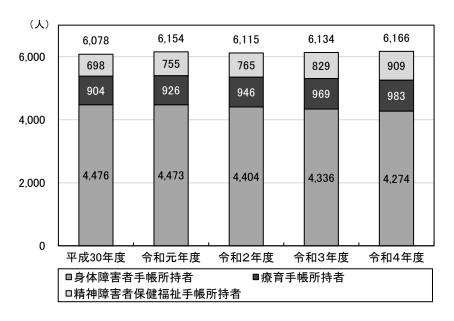


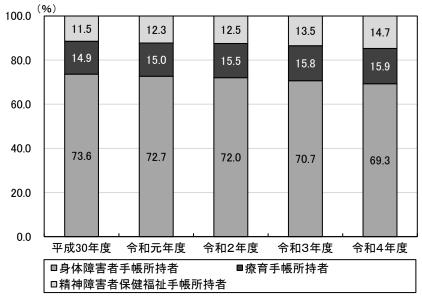
(1) 障害者手帳所持者について

平成 30 年度から令和4年度の障害者手帳所持者数をみると、総数では平均して約 6,000 人です。手帳別の所持者割合は、身体障害者手帳所持者約 70%、療育手帳所持者約 15%、 精神障害者保健福祉手帳所持者約 14%となっています。

各年度間の増減をみると、全体として身体障害者手帳所持者はわずかではありますが減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著となっています。







(2) 身体障害者手帳所持者について

身体障害者手帳所持者は、各年度とも 65 歳以上の高齢者が全体の7割以上を占め、障がいの程度別では1級及び4級所持者が多くなっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の半数近くを占めており、次いで「内部障がい」となっています。

[身体障害者手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	65	68	73	66	65
18 歳~64 歳	1,144	1,127	1,093	1,089	1,068
65 歳以上	3,267	3,278	3,238	3,181	3,141
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの程度別:身体障害者手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	1,385	1,394	1,384	1,376	1,356
2級	625	608	586	570	565
3級	695	702	694	681	672
4級	1,180	1,167	1,153	1,141	1,112
5級	230	229	228	219	217
6級	361	373	359	349	352
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274

[障がいの種類別:身体障害者手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
視覚障がい	301	299	303	300	303		
聴覚・平衡 機能障がい	496	504	482	470	473		
音声・言語 障がい	59	61	55	54	55		
肢体不自由	2,219	2,183	2,143	2,088	2,033		
内部障がい	1,401	1,426	1,421	1,424	1,410		
合計	4,476	4,473	4,404	4,336	4,274		

(3) 療育手帳所持者について

療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。各年度とも 18 歳~64 歳が最も多く、全体の約7割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると、「軽度B」の所持者数が最も多くなっています。

[療育手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	217	220	219	228	223
18 歳~64 歳	608	626	641	651	674
65 歳以上	79	80	86	90	86
合計	904	926	946	969	983

[障がいの程度別:療育手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
最重度®	180	172	177	176	175		
重度A	183	188	190	190	184		
中度🛭	238	241	241	247	252		
軽度B	303	325	338	356	372		
合計	904	926	946	969	983		

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者について

精神障害者保健福祉手帳所持者は、全ての年代において増加傾向にあります。各年度とも 18 歳~64 歳が最も多く、全体の約8割を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると、2級所持者が最も多く、次いで3級所持者となっています。

[精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	14	14	17	25	36
18 歳~64 歳	548	600	605	650	713
65 歳以上	136	141	143	154	160
合計	698	755	765	829	909

[障がいの程度別:精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	35	37	36	40	47
2級	467	507	504	536	570
3級	196	211	225	253	292
合計	698	755	765	829	909

(5) 難病患者等について

[難病患者等の人数の推移(各年度3月31日現在)]

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病	919	962			
小児慢性特定疾患	95	97			
合計	1,014	1,059			

資料:香川県

(6) 自立支援医療受給者について

[自立支援医療受給者数の推移(各年度3月31日現在)]

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	350	276			
育成医療	31	24			
精神通院医療	1,446	1,532	1,732	1,709	
合計	1,827	1,832			

3 アンケート調査結果(抜粋)



(1)調査の概要

1

(2)調査結果

1

資料1を参照

第3章 計画の基本的な考え方

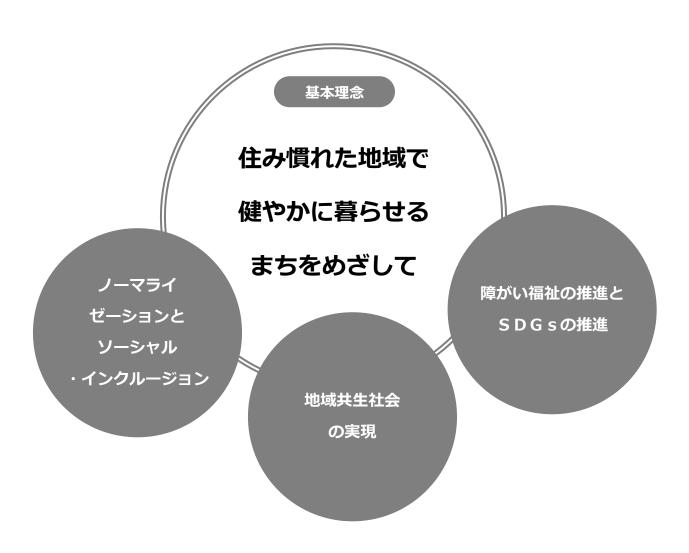
基本理念及び障がい福祉推進に向けた視点



「丸亀市第3次障がい者基本計画」では「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざ して」を基本理念に掲げ、地域社会のあらゆるバリア(障壁)を取り除き、障がいの有無に かかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちの実現を めざしています。

また、障がい福祉施策を進めていくうえでの視点として、「ノーマライゼーションとソーシ ャル・インクルージョン」、「地域共生社会の実現」、「障がい福祉の推進とSDGsの推進」 を掲げています。

本計画においてもこの基本理念及び障がい福祉施策を進めていくうえでの視点を共有し、 障がいのある人の暮らしを支援します。



2 第7期障がい福祉計画及び

第3期障がい児福祉計画の基本的な方針



本計画では、国の基本指針の基本的理念を踏まえて、障がい福祉サービス及び障がい児通 所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、以下の6項目を定 めます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図れるよう、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのなどのある人が地域で障がい福祉サービス受けることができるよう環境を整えます。

障がい福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害及び 高次脳機能障害者を含む)並びに難病患者等と障害児への障がい福祉サービスの充実に努め ます。

(3)入所等から地域生活、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題 に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の 支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備に努めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する方に対する支援等を進めるための地域の体制づくりの整備に努めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、 生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体 制の構築の推進に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実に努めます。

障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した 支援を提供する体制の構築に努めます。

障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進することに努めます。

人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下、「医療的ケア児」という。)等、専門的な支援を要するものに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、県や関係機関と連携して取り組みます。

(7) 障がい者の多様な社会参加を支える取組の定着

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて 支援できるよう努めます。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、 地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

第4章 成果目標と障がい福祉サービス等の見込み量

成果目標の設定



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ○地域生活移行者数:令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- ○施設入所者数:令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

項目	数值	考え方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	人	
【令和8年度末の目標】 地域生活移行者の増加	人	
【令和8年度末の目標】 施設入所者の削減	,	

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
地域生活移行者数	7人	人	
施設入所者減少数	2人	人	

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数【都道府県 目標】
- ○精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
- ○精神病床における早期退院率【都道府県目標】

【本計画における数値目標】

項目	数值	考え方

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

- ○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討すること。
- ○強度行動障がいを有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、 支援体制の整備を進めること。

項目	数值	考え方

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ○一般就労への移行者数: 令和3年度実績の 1.28 倍以上。 (うち、就労移行支援事業: 令和3年度実績の 1.31 倍以上、就労継続支援A型: 1.29 倍以上、就労継続支援B型: 1.28 倍以上)
- 〇就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業 所: 就労移行支援事業所の5割以上。
- ○就労定着支援事業利用者数:令和3年度末実績の1.41 倍以上。
- ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援 事業所の割合:2割5分以上。

項目		数值	考え方
	般就労への移行者数		
	うち、就労移行支援事業		
	うち、就労継続支援A型		
	うち、就労継続支援B型		
一般就労へ移行した者の割合が5割 以上の就労移行支援事業所の割合 【新規】			
就労定着支援事業の利用者数			
就労定着率が7割以上の就労定着支 援事業所数の割合			

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
一般就労への移行者数	14 人		
就労移行支援における移行者数	13 人		
就労継続支援A型事業·B型事業	1 人		
における移行者数			
就労定着支援事業の利用率	70%		
就労定着率8割以上の事業所数	1箇所		

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ○児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- ○各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- ○難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する。【都道府県目標】
- ○主に重症心身障害がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- ○医療的ケア児支援センターを設置する。【都道府県目標】
- ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- ○障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【都道府県目標】

項目	数值	考え方

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- 〇令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談 支援体制の強化を図る体制を確保。
- ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

【本計画における数値目標】

項目	数值	考え方

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の指針】

〇令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

項	数值	考え方

2 障がい福祉サービス等の見込み量



- (1) 訪問系サービス
- (2)日中活動系サービス
- (3)居住系サービス
- (4)相談支援

3 地域生活支援事業の見込み量



- (1) 理解促進研修·啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3)相談支援事業
- (4)成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9)移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業
- (13) 福祉ホーム事業

4 障がい児福祉サービス等の見込み量



- (1) 児童発達支援
- (2)医療型児童発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4)保育所等訪問支援
- (5)居宅訪問型児童発達支援
- (6) 障がい児相談支援

第5章 計画の推進体制

